

長期履修制度について

減災復興政策研究科

1 趣旨

この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程:2年、博士後期課程:3年）では教育課程の履修が困難な学生を対象としています。事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができます。

2 出願資格

長期履修学生として出願することができる者は入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 定まった職業を有する者
(自営業及びフルタイムの有職者と同等の勤務状況にあると認められる臨時雇用を含む)
- (2) 家事、育児、介護等を行う必要のある者
- (3) 障がいのある者
- (4) その他長期履修が必要となる特別な理由があると研究科が認めた者

3 出願手続

長期履修制度の利用を希望する者は、入学手続期間に入学手続書類と一緒に以下の書類を提出してください。

- (1) 長期履修許可願（様式第1号）
- (2) 長期履修計画書（様式第2号）
- (3) 次に定めるその他必要な書類

区 分	必要書類
会社等に勤務する者	所属長の在職証明書
家事、育児、介護等に従事している者	家事、育児、介護等に従事していることの証明書又は申立書
障がいがある者	障がいがあることを証明するもの
本人の健康状態を理由として申請する者	医師の診断書等
その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者	※事前にお問い合わせください。

4 在学期間

長期履修学生の在学期間は、博士前期課程は3年以上4年まで、博士後期課程は4年以上6年までです。なお、長期履修を認める期間は1年単位です。

5 可否の認定

申請書類に基づき審査のうえ、認定の可否を決定し、申請日の翌月下旬を目途に通知します。

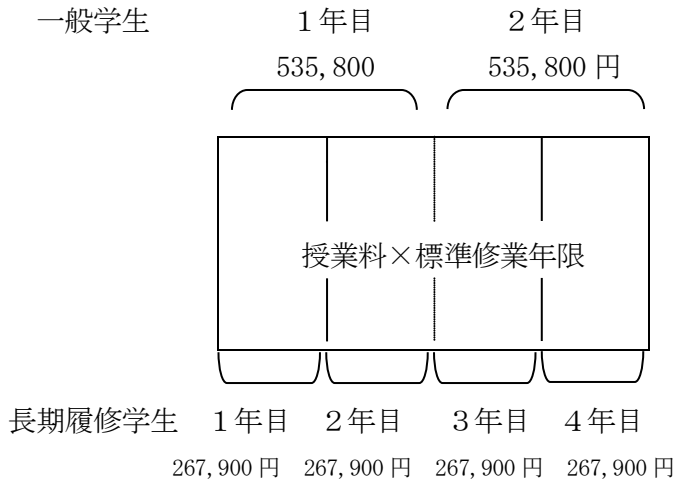
6 長期履修制度に係る授業料

兵庫県公立大学法人授業料等に関する規程で定められた大学の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修学生として認められた在学期間（以下「長期在学期間」という。）の年数で除した額とします。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。

$$\text{長期履修学生の年間の授業料} = \frac{\text{通常の授業料} \times \text{標準修業年限}}{\text{長期在学期間の年数}}$$

- ◆ 例 長期在学期間として4年を認められた場合
(授業料の年額：535,800円として計算)



7 長期在学期間の変更等

長期履修期間は、博士課程前期の在学期間（4年）、あるいは博士後期課程の在学期間（6年）を超えることはできません。

また、長期履修期間の変更は、当該課程において、1回限りとしています。

変更を希望する者は、12月28日までの間に長期履修期間変更申請書（様式第3号）を総務学務課に提出してください。

8 長期在学期間の短縮

長期履修学生が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込みのある場合は、長期在学期間の短縮をすることができます。

なお、在学期間を短縮する場合は、短縮を認められるときに短縮に係る授業料の差額が必要となります。

また、長期在学期間の短縮の許可を受けようとする者は、短縮により修了することとなる年度の11月1日から12月28日までの間に長期履修期間変更申請書（様式第3号）を総務学務課に提出してください。

9 許可の取り消し

長期履修者が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、長期履修の許可を取消す場合があります。

10 提出及び問い合わせ先

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科事務室

〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2人と防災未来センター東館6階

TEL 078-271-3290（平日10:00～12:00、13:00～17:00）

E-mail gensai@ofc.u-hyogo.ac.jp